

山口県地域住文化要素基準

令和4年5月10日
変更 令和5年5月23日

山口県の地域伝統的な建築技術の基準（地域住文化要素基準）を以下のとおり定める。

1 必須事項

次の（１）又は（２）のいずれかを選択すること。

- （１）畳の間（和室）にふすま又は障子を設けること。
- （２）屋根の勾配は4寸以上とすること。

2 選択事項

次の①から⑩のうち、いずれか3つ以上に該当すること。

（1 必須事項（１）及び（２）の両方を選択した場合は2つ以上）

- ① 構造材（柱、梁、母屋及び土台）について、墨つぼによる墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継ぎ手及び仕口とする。
- ② 主要な屋根を入母屋とする。
- ③ 主要な屋根瓦に国内で生産された粘土瓦を使用する。
- ④ 90センチ程度の軒の出（桁から軒先までの寸法）を外壁の1面以上に設ける。
- ⑤ 外壁を真壁造とし、外側は、次のアからウのうちいずれかとする。
ただし、杉又は桧板を壁上部まで張り、大壁造とする場合を除く。
 - ア 土塗壁とする。
 - イ 漆喰塗（珪藻土等を含む。以下同じ。）とする。
 - ウ 腰壁を杉又は桧板張とし、上部壁を土塗現し又は漆喰塗とする。
- ⑥ 床を板張り又は畳敷きとした半間以上の縁側（濡れ縁を除く。）を設ける。
- ⑦ 15センチ程度以上の角材又は直径15センチ程度以上丸太材の大黒柱を設ける。
- ⑧ 和室に床の間を設ける。
- ⑨ 和室を2室の続き間とし、そのうち1室を南面に配置する。
- ⑩ 玄関の入り口は引き戸（引違い、引分け、引込み）とする。

3 適用地域

山口県全域。

ただし、県内市町が独自に地域住文化要素基準を定めた場合は、当該地域を除く。

4 適用開始時期

令和5年度地域型住宅グリーン化事業から適用する。